

各位

留 建 号
平成27年 5月 1日

留寿都村長 場 谷 常 八

「 公 印 省 略 」

村営住宅入居者の募集について

村営住宅の入居者を下記により募集します。

記

1、募集する村営住宅の概要

団地名	番号	面積	家賃(収入申告後に決定)	入居予定日	備考
新町	139	63.34㎡	8,400円~12,500円	平成27年6月上旬	S58建設平屋建(3DK)
新町	185	33.48㎡	8,500円~12,600円	平成27年6月上旬	H11建設3階建(1DK)
新町	224	70.13㎡	19,100円~28,400円	平成27年6月上旬	H13建設3階建(3LDK)
三ノ原	161	70.82㎡	15,700円~23,400円	平成27年6月上旬	H5建設2階建(3LDK)

2、申し込み受付期間及び受付場所

受付期間 平成27年5月1日から平成27年5月22日まで
受付場所 留寿都村役場 建設課建設係

3、申し込みの時に必要なもの

- 村営住宅入居者申込書
- 収入金額を証明するもの(市町村が発行する平成26年度(平成25年分)の所得証明書)

4、申し込み資格

- 応募時又は入居決定後に村内に居住又は勤務場所を有していること。
- 現に同居し又は同居しようとする親族(内縁関係にある者、同居親族が婚約者の場合は婚約証明書の添付が必要)がある者。
- 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 入居者及び同居者が暴力団員でないこと。
※当分の間、単身者においても留寿都村営住宅設置及び管理条例附則第8項の規定により、(2)の条件を有する者とみなされます。

5、入居者の選定

申し込み締切後審査を行い、留寿都村村営住宅選考委員会にて選考し、入居決定者に通知します。

6、入居収入基準

申し込み資格者の収入基準は、申し込み日において収入を得ている同居人又は同居親族全員の収入が対象になり基本的な入居基準の考え方は、つぎの(1)、(2)のとおりです。

(1) 給与所得者の場合

給与所得者の場合は、平成25年1月から平成25年12月までの総収入が次の表の範囲内であること。但し、所得者が2名以上の場合は別に定める基準により計算されます。又、70歳以上の老人、身体障害者、寡婦又は寡夫は、別に定める入居基準がありますので係員にお尋ね下さい。

所得階層	扶養家族1人	扶養家族2人	扶養親族3人	扶養親族4人
月当たり収入金額 158,000円以下	3,512,000 292,667	3,996,000 333,000	4,472,000 372,667	4,948,000 412,333

上段：年間収入金額(未満) 単位：円

下段：月当り収入金額(未満)

(2) 事業所得者の場合

平成25年分事業所得金額(必要経費を差し引いた額)から同居の親族1人につき、380,000円(同居親族控除)を控除した金額を12ヶ月で割った額が158,000円以下であること。